

2006年7月13日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)の規定による事務に関するコンピュータ処理について(答申)

2006年7月13日付けで諮問(第200号)された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)の規定による事務に関するコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、住宅等の耐震化を推進するため地方公共団体は耐震改修促進計画の作成、対象建築物の現状把握と調査、所有者に対する指導及び助言等を行うことになった。

そのため特定の個人情報が必要となることから、この事務に関して条例第10条第4項及び第5項、同条例第12条第4項及び第5項の規定に基づき、2006年5月11日開催の藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、承認された。

当初紙ベースのみの引き渡しを想定していたが、対象建築物の各種別ごとの

集計が必要となったため、コンピュータ処理により合理的な対応を図るため、電子媒体の引き渡しについて本審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

前回の個人情報保護制度運営審議会において紙ベースでの引き渡しについて諮問したが、新たに神奈川県より耐震改修促進計画を作成するにあたり、用途別、構造別、階数別の集計が必要となる調査依頼があったこと、さらに区域別、複合用途の用途別等の分類・集計が必要になることから、紙ベースのデータでは各種別ごとの分類・集計は限られた時間と費用のなかでは不可能であることから、大量のデータを迅速にかつ正確に集計するためコンピュータ処理を行う必要がある。

(3) コンピュータ処理する個人情報

平成18年1月1日現在市内に存する、昭和56年5月31日以前に建築された建築物、建築年月日、構造・用途・床面積、所在地番及び建物所有者等の住所、氏名。

(4) コンピュータ処理する個人情報の利用依頼先及びコンピュータ処理した個人情報の引き渡しの方法

依頼先	資産税課
引き渡し方法	電子媒体

(5) 安全対策について

引き渡しを受けた電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に務めるものとする。

- ①その職務に当たる必要最小限の職員のみ利用とする。
- ②引き渡された目的以外の利用は行わない。
- ③責任者を定め紛失等の事故が生じないように十分管理を行うものとする。

(6) 実施時期

平成18年8月10日（予定）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理する必要性について

前回の個人情報保護制度運営審議会において紙ベースでの引き渡しについて承認する旨の答申をしたが、新たに神奈川県より耐震改修促進計画を作成するにあたり、用途別、構造別、階数別の集計が必要となる調査依頼があったこと、さらに区域別、複合用途の用途別等の分類・集計が必要になることから、紙ベースのデータでは各種別ごとの分類・集計は限られた時間と費用のなかでは

不可能であることから、大量のデータを迅速にかつ正確に集計するためコンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

引き渡しを受けた電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に務めるとのことである。

- ①その職務に当たる必要最小限の職員のみ利用とする。
 - ②引き渡された目的以外の利用は行わない。
 - ③責任者を定め紛失等の事故が生じないよう十分管理を行うものとする。
- 以上の点により、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上